



Title	メアリ・ウルストンクラフトの政治哲学
Author(s)	内藤, 正博
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2023, 8, p. 23-26
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/92599
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

メアリ・ウルストンクラフトの政治哲学

哲学哲学史 博士前期課程 1 年

内藤 正博

はじめに

本発表では、イギリスの思想家であるメアリ・ウルストンクラフト(Mary Wollstonecraft, 1759-1797)に関する政治哲学的アプローチによって、彼女の政治体制理論を、同時代の共和主義理論との比較を通して検討する。

ウルストンクラフトは、フェミニズムを初めて体系化した人物として紹介されることの多い人物である¹。主著である『女性の権利の擁護(*A Vindication of the Rights of Woman*)』(以下 VRW と表記, 1995[=1792])は、現代において「フェミニズムの古典」(梅垣[2011] 8 頁)とされている。

フェミニズム史における重要人物であるにもかかわらず、ウルストンクラフトを扱った日本語圏の哲学的研究は非常に少ない²。その一方で、近年英語圏においては、ウルストンクラフトを政治哲学に引きつけて理解しようとする研究が増えている³。「ネオ・共和主義」の立場から彼女の著作を読み直すことによって、「フェミニズムと共和主義の間にある顕著な親和性を見出す」(Frazer [2020] p.29)解釈に注目が集まっているのである。そのアプローチを採用することで、本発表を日本語圏におけるウルストンクラフトの政治哲学研究への布石としたい。

1. 身分制と専制権力

VRW の中で、自然状態を賛美するルソーが批判され、次のように言われる。

「彼[=ルソー]は、悪徳が美德を踏みにじり、善の偽物が現実にとって代わるのを見た。彼は、権力によって邪悪な目的へと曲げられる才能を見た。そして、この巨大な害悪を専制的な権力にまで辿ること、[...]身分的差異にまで辿ることについては全く考えなかった。」(VRW p.83)

¹ もっとも、その評価が妥当であるか否かについて議論の余地があることは付言しておかなければならない。

² 哲学以外、例えば英文学や社会学、思想史における研究は(十分に多いとは言えないものの)ある程度なされている一方で、彼女の思想そのものの現代的有効性を検討したものは少なく、紹介にとどまる形で言及されたり、また、個人史に力点を置いて著述されたりすることが多い(cf. 安達[2002])。

³ 梅垣[2020]は、20 世紀後半以降におけるウルストンクラフトの政治理論・政治哲学研究史を整理している。

様々な害悪の要因は、「専制的な権力」と「身分的な差別」にある。状況を是正するためには、その害悪の根源を絶やさなければならない。ウルストンクラフトはそれを踏まえ、具体的に君主制・軍隊・聖職者への批判を展開している。「著しい階級的服従がその権力を構成」し、「道徳に対して非常に有害である」(ibid. p.84)のであり、その有害さこそが、女性差別という状況を生み出し、強化するからである。「健全な政治が自由を拡大させれば、女性を含めた人類はより賢く有徳になるだろう[...]」(ibid. p.108)という文からも分かる通り、ウルストンクラフトの啓蒙主義およびフェミニズムと、政治体制の問題は内在的に結びついているのである。

ウルストンクラフトによれば、「服従」を本質とする構造(君主制、軍隊、聖職)は、抑圧を生産し、人々の自由を制限する。この場合の「自由」は、共和主義的意味合いを持つものであり、「独立(independence)」と同義のものである⁴。共和主義者にとって、「不自由に生きるとは、他者の意志に依存している(dependent)ことであり、他者の権力下で、その恣意に従属するということである」(Halldénius [2016] p.7)。

さらにウルストンクラフトは、「害悪と悪徳」の殆どが「財産へと払われる尊敬」に由来する、とも述べている(VRW p.230)。そしてその財産形成は、階級的身分によってなされる。「一つの階級は別の階級を抑圧する。というのも、全ての人は財産によって尊敬を獲得しようとしているからである。そして財産がひとたび得られれば、それにより、才能と徳によってのみ得られるはずの尊敬を獲得することになる。」(ibid.)

ここまでの議論を踏まえれば、君主の存在が必然的に階級を生み出し、特定の階級が財産を集約し、それゆえに上流階級へと「尊敬」が集まり、支配を再生産するサイクルを作り出す、ということになる。「階級という馬鹿げた区別は、文明を一つの呪いにしているものであり、好色な専制支配者と、狡猾で嫉妬深い依存者との世界を分けることによって、あらゆる階級の人々をほとんど同じ程度に墮落させている[...]」(ibid. p.234)。そこからウルストンクラフトは、女性の経済的自立と労働について論じている。本発表でその内容を詳細に扱うことはできないが、著述の流れから明らかなのは、経済的格差が、女性の自由を奪う要因の一つとして考えられているということである。女性は男性(夫)に経済的に依存することを強えられる(同様の構図は労働者と資本家など様々な支配関係に当てはまる)が、そういった状況を生んでいる根源は階級制・身分制であり、さらに辿れば君主という存在なのである。

ウルストンクラフトは、女性の抑圧についての考察を出発点にしながら、女性以外の被支配者を含めた社会全体の自由を論じることによって、包括的な「人間の自由」を基礎づけようとしている。そして、そのような自由を可能にする唯一の政治体制

⁴ 本発表では立ち入ることができないが、ウルストンクラフトの「独立」概念は複雑な意味合いを帯びており、少なくとも個人主義的理念ではないことに留意する必要がある(Coffee[2014] pp.910-911)。

が、共和制なのである。彼女の理論は普遍主義の徹底に依拠した権利拡大の要求として解釈することができるが、それは一方で、女性を暗黙の内に排除していた当時の共和主義に対する内在的批判でもあった。「共和主義内部からの、ウルストンクラフトによるフェミニスト的挑戦の一つの側面は[...]女性と労働者を自治的な人々(self-governing people)の中へ導入することによって、その仮想的な統一を吹き飛ばしていることである。」(Halldenus[2016] p.23)

以上を踏まえ、次節では、ウルストンクラフトの批判対象となるであろう「君主のいる共和制」について、カントを例に見ることとする。

2. 君主のいる共和制

『永遠平和のために』の中で、カントは政治の「支配形態(forma imperii)」と「統治形態(forma regiminis)」を区別している。支配形態は、「最高の国家権力を所有する人々の数の違いによって区分」(VIII, 352)⁵され、君主制(ただ1人)・貴族制(幾人か)・民主制(すべて)の3つに分かれる。統治形態は、「国家がその絶対権力を行使する仕方に関するもの」(ebd.)であり、共和的か専制的かのいずれかである。共和制は立法権と執行権を分離する体制であるが、専制においてはそれらが一致する(それ故、「民主制は言葉の本来の意味において必然的に専制である」(ebd.))。このように区別することにより、「支配形態は君主制を取るが統治様式は共和的である」というような形で「君主のいる共和制」が理論的に成立する。

一方カントは、「民主制を否定的に見ているとしても、人民主権そのものを否定しているのではない」(斎藤[2019] 227 頁)。カントは、共和制が可能となるのは代表制においてのみであるとしており、「国家権力に携わる人員(支配者の数)が少なければ少ないほど、これに反して国家権力の代表者数が大きければ大きいほど、国家体制はそれだけ多く共和制の可能性に合致」(VIII, 353)する。このようにして、君主は人民の代表としての執行権に割り当てられ、共和制内部における正当性が与えられるのである。

ウルストンクラフトに戻ると、彼女が掲げる共和主義体制の理念はカントのそれと共通する点が多く、主要な相違点は君主を認めるか否かという問題に限られると言ってよい。ウルストンクラフトが支持するのは代表制民主主義であるが、そこでは選挙によって人々が選出し、また選挙によって罷免することのできる代表で構成された政府が想定されている。それは、「人間理性は可謬的だが、権力を持った人間の理性は可謬的であるだけでなく非常に腐敗しやすい」(Halldenus[2016] p.22)という信念に基づいている。

ウルストンクラフトの批判的分析をカントに当てはめるとすれば、次のようになる。カントは、共和主義内部の君主の存在を正当化したが、それが支配 - 被支配関

⁵ カントからの引用は、慣例に従いアカデミー版全集の巻数をローマ数字で記し、ページ番号をアラビア数字で表記する。また邦訳は岩波書店版『カント全集』を参考にした。

係、あるいは抑圧 – 被抑圧関係を強化するものとして機能することを考えていなかった。実際に、いかなる女性も投票の権利を否定され市民として認められないことを、カントは「自然的な性質」(VI, 378)から説明している。すなわち、カントの考える共和制は、初めから女性を排除したものである。さらに、ウルストンクラフトの見立てに従えば、カントの理論のみならず、「君主のいる共和制」という構想、ひいては君主制という政治体制を正当化する試みそのものが、女性を含む被支配者を抑圧したまま構築されてきたのである。

さいごに

身分制、階級制といったあらゆる差別的制度を撤廃することによる「人間の自由＝独立」を想定し、それに基礎づけられた「女性の権利」を擁護するウルストンクラフトは、共和主義の掲げる「自由と平等」を政治理論の次元でさらに徹底させたものとして評価されて良いのではないだろうか。また、長年緊張関係にあったフェミニズムと共和主義⁶の架け橋として、彼女の諸著作は政治哲学的ポテンシャルを未だ大いに秘めていると言えるのではないか。

参考文献

Coffee, Alan M.S.J. Freedom as Independence: Mary Wollstonecraft and the Grand Blessing of Life, *Hypatia: A Journal of Feminist Philosophy*, vol.29, no.4, 2014, pp.908-924.

Frazer, Elizabeth. Mary Wollstonecraft's Political Theory, *The Review of Politics*, vol.82, no.1, 2020, pp.25-48.

Halldenius, Lena. *Mary Wollstonecraft and Feminist Republicanism: Independence, Rights and the Experience of Unfreedom*, 1st ed., Oxford, 2016.

Wollstonecraft, Mary. *A Vindication of the Rights of Men with A Vindication of the Rights of Woman*, edited by Sylvana Tomaselli, Cambridge, 1995 [=1792].

梅垣千尋『女性の権利を擁護する メアリ・ウルストンクラフトの挑戦』, 白澤社, 2011年.

———, 「『人間の権利の擁護』の研究史」メアリ・ウルストンクラフト『人間の権利の擁護/娘達の教育について』, 清水和子・後藤浩子・梅垣千尋訳, 京都大学学術出版会, 2020年.

斎藤拓也『カントにおける倫理と政治——思考様式・市民社会・共和制——』, 晃洋書房, 2019年.

⁶ 「[...共和主義が]女性を市民権から排除し、それにより独立の利益からも排除してきたというその歴史[...]」(Coffee[2014] p.909)